

三木市スポーツ協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は三木市スポーツ協会という。

(目的)

第2条 本協会は、スポーツ諸団体が相互の親密なる協調と連絡を保ち、体育・スポーツ・レクリエーションなどの普及、振興をはかり市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 三木市体育行政及びその他の機関、団体の施策に対して協力すること。
- (2) スポーツのアマチュア精神を確立すること。
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- (4) スポーツの指導者養成を図ること。
- (5) 各種大会・講習会等、スポーツに関する行事の実施。
- (6) スポーツの宣伝、啓発及び研究調査に関すること。
- (7) スポーツの功労者並びに優秀選手を表彰すること。
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業。

(登録)

第4条 本協会は兵庫県スポーツ協会に加盟する。

(事務所)

第5条 本協会の本部及び事務局は、三木市教育委員会事務局内に置く。

(加盟団体)

第6条 本協会は各種アマチュアスポーツ団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。学校体育連盟は、本協会の組織単位として認めることができる。

(加盟)

第7条 加盟団体及び前条の組織団体として認められた団体は理事会の決議を経て加盟する。

(脱退)

第8条 加盟団体が第6条に掲げる資格を失った時、又は加盟が不適當であると認められたときは、理事会の決議を経て脱退させることができる。

第2章 組織

(役員)

第9条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監査 若干名

(7) 会計 1名

(役員を選出)

第10条 本協会の役員は次によって選出する。

- 2 会長、副会長は理事会の決議を得てこれを定める。
- 3 理事長、副理事長、監査、会計は理事会に於いて理事の中から選出する。
- 4 理事は、構成団体の中から各2名選出し、その他、学識経験者から若干名会長が推薦し、理事会の承認を得て選出することができる。

(任務)

第11条 本協会の役員の任務は次のとおりとする。

- 2 会長は本協会を代表し会務を統理する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事長は会長の命を受けて会務を執行し、副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 理事は理事会を組織し、本協会の重要会務を審議処理する。
- 6 監査は本協会の会計を監査する。
- 7 会計は本協会の会計をつかさどる。

(名誉会長、顧問、参与)

第12条 本協会は、理事会の議決を経て名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

(職員)

第13条 本協会の会務の処理をするために主事及び書記若干名を置くことができる。

- 2 主事及び書記は理事長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任命する。

(任期)

第14条 本協会の役員の任期は2カ年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

- 2 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第3章 会議

(理事会)

第15条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、会長がこれを召集する。

(議事)

第16条 会議は召集役員の2分の1の出席をもって成立し議決は出席者の過半数をもってきめる。

(記録)

第17条 すべての会議には会議録を作成する。

第4章 会計

(経費)

第18条 本協会の経費は次に定めるものをもって当てる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金

- (4) 補助金
 - (5) その他
- (会計年度)

第19条 本協会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 専門委員会

(設置)

第20条 本会は理事会の議決を経て各種専門委員会を設けることができる。

第21条 各種専門委員会は、それぞれの所管する事項に関しては決定及び実施の権限を有する。但し、各種専門委員会の事業計画及び基本方針については理事会の承認を得なければならない。

第22条 各種専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 規約の変更及び細則

(規約の変更)

第23条 本協会の規約の変更は理事会において過半数の同意があればこれを変更することができる。

(細則)

第24条 本協会の細則は別にこれを定める。

附 則

本規約は、昭和43年4月1日より施行する。

昭和32年4月1日	制定
昭和36年4月16日	一部改正
昭和43年4月1日	改正
令和4年6月1日	一部改正